



本文へ

サイトマップ

English

文字サイズ 小 中 大

[トップページ](#) ▶ [経営サポート](#) ▶ [経営強化法による支援](#) ▶ 工業会等による証明書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書)

工業会等による証明書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書)

経営力向上設備等のうち、中小企業経営強化税制の生産性向上設備(A類型)※・固定資産税の軽減措置の対象設備を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、工業会等による証明書が必要になります。

設備取得の前に、設備メーカーに証明書発行を依頼し、設備メーカーを通じて工業会等から証明書を取得してください。なお、証明書は申請してから発行されるまで数日～2ヶ月程度かかるため、事前に工業会等にご確認ください。

※生産性向上設備とは：経営力向上設備等のうち、経営力の向上に資するものの指標(生産効率、精度、エネルギー効率等)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しており、設備区分毎に定められた販売開始時期要件を満たす設備です。

申請の手引き

工業会等による証明書の取得にあたっては、必ず以下の手引き等を確認してください。

[工業会証明書の取得の手引き\(PDF形式:339KB\)](#) (平成29年3月15日更新)

[対象資産区分及び対応工業会等リスト\(PDF形式:839KB\)](#) (平成30年2月1日更新)

工業会等による証明書等の様式

証明書及びチェックリストの様式は各工業会等のホームページ等で指定の様式を公開している場合がございますので、必ず該当する工業会等に確認してください。

A類型様式1(証明書)([PDF版\(PDF形式:145KB\)](#) · [WORD版\(WORD形式:37KB\)](#)) (平成29年3月15日)

A類型様式1(証明書)【型式確認用】([PDF版\(PDF形式:139KB\)](#) · [WORD版\(WORD形式:40KB\)](#)) (平成29年10月3日)

A類型様式2(チェックリスト)([PDF版\(PDF形式:104KB\)](#) · [EXCEL版\(EXCEL形式:44KB\)](#)) (平成29年3月15日)

A類型様式2(チェックリスト)【ソフトウェア用】([PDF版\(PDF形式:20KB\)](#) · [WORD版\(WORD形式:120KB\)](#)) (平成29年3月21日)

(記載例)[A類型様式1、2\(証明書・チェックリスト\)\(PDF形式:457KB\)](#)
(平成29年3月21日)

出版物 | ご意見箱 | リンク | 利用規約 | プライバシーポリシー | 各省庁サイト検索

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話 : 03-3501-1511(代表)

Copyright 2005,The Small and Medium Enterprise Agency,All Rights Reserved.

◆JBA：（一社）日本寝具寝装品協会から補足的説明

[寝具寝装製品の証明団体]

JBA：（一社）日本寝具寝装品協会で証明致します。

[機械設備等の証明工業会]

証明工業会ページを参照頂くと、日本繊維機械協会（紡績、製綿設備含む）、日本産業機械工業会（生産機械設備含む）等が 証明範疇とともに掲載されています。

*該当する証明団体に問合せし 判断できる証明書類 を準備して申請して下さい。

[他問合せ窓口]

中小企業庁経営力計画相談窓口 ☎03 - 3501 - 1957